

近代日本の同盟に関する比較研究

庄司 潤一郎

【要約】

本稿は、近代日本の同盟の特徴を概観するとともに、応援義務に着目して分析したものである。

日英同盟は、第三国の参戦を抑止する効果があった。しかし、イギリスが応援義務を負うことはなく、したがって直接の軍事支援はなされず、日本は単独でロシアと戦ったのである。

一方、第一次世界大戦の勃発に際して、日本は、日英同盟上の応援義務の発生事由は生じておらず、かつ同盟国のイギリスの反対にもかかわらず、日本自身の国益に基づいて、積極的に参戦したのであった。

第二次世界大戦及び大東亜戦争に際しては、日独伊三国同盟の応援義務については、発生事由が生じたものの現実には履行されず、国際政局の動向や国益の観点から、各々の判断で参戦が行われたのであった。

以上の考察から明らかなように、戦争勃発時における同盟国の応援義務における発生事由、援助方法、及び適用地域などは微妙な問題であり、特に応援義務に基づく武力行使が現実に行われたことはほとんどなく、ハードルは高いものであった。一方、第一次世界大戦への日本の参戦や日米開戦時におけるドイツの対米参戦などに見られるように、同盟の応援義務に該当しない場合でも、国益に基づいて参戦した事例がある。

日本は、こうした歴史の教訓を踏まえ、平時から、共通の価値観に立脚しつつ、政治・経済、外交、文化面における関係を強化しつつ、応援義務に関して日米同盟の質を高めておくことが必要であろう。

はじめに

近代において日本が締結した同盟については、個別の同盟を対象として、政治外交史の観点から数多くの研究がなされてきた。なかでも、包括的に近代日本の同盟を論じた戸部良一の研究は、日本の同盟の特色や日本人の同盟観について示唆に富んでいる¹。

国際政治学の分野では、外国における豊富な研究の影響を受けて、様々な議論が紹介されて

¹ 戸部良一「二〇世紀における日本の同盟政策」三宅正樹・庄司潤一郎・石津朋之・山本文史編著『検証 太平洋戦争とその戦略 2 戦争と外交・同盟戦略』中央公論新社、2013年。

きた²。こうした理論研究の動向を踏まえて、近年、近代日本の同盟を対象とした理論的分析も散見されるようになってきた³。そこでは、同盟締結の論理として脅威の均衡である「バランシング」か、優越したパワーに身を寄せる「バンドワゴン」なのかといった議論、また、同盟のディレンマや終焉に焦点が当てられている。

一方、同盟の定義は様々あるものの、応援義務を政治的提携である協商と区別する同盟の必須条件としている点ではほとんど一致している。例えば、国際法学者の立作太郎は、「同盟条約の名称は、其の厳正の意義に於ては、数国間に於て、一定の場合に於ける応援義務を定むる条約を指すべきである」と指摘している⁴。

このように、応援義務は同盟の根幹であるにもかかわらず、国際政治学の分野における K・J・ホルスティの文献⁵がある程度で、応援義務そのものを対象とした研究はほとんど見当たらないと言っても過言ではない。

さて、日本は、近代において、以下ののべ 10 個の同盟を締結した。

「日朝攻守同盟」(1884 年)、「日英同盟」(1902 年)、「日華共同防敵軍事協定」(1918 年)、「日満議定書」(1932 年)⁶、「第 4 次日露協約」(1916 年)、「日独伊三国同盟」(1940 年)、「日・タイ同盟条約」(1941 年)、「日・ビルマ同盟条約」(1943 年)、「日・フィリピン同盟条約」(1943 年)、「日華(汪兆銘政権)同盟条約」(1943 年)。

そこで本稿では、近代日本の同盟の特徴を概観したのち、上記の 10 個の同盟のなかから、特に日本の進路にとって重要であり、かつ応援義務が焦点のひとつとなった日英同盟と日独伊三国同盟を対象として、応援義務の観点から分析を行う。日英同盟は日露戦争及び第一次世界大戦、日独伊三国同盟は、大東亜戦争(第二次世界大戦)の帰趨に重要な影響を及ぼしたのであった。

特に、「日米同盟」にとっても応援義務は避けて通れない問題であり、歴史的視点から教訓・示唆を提供できるものと考えらる。

² 代表的なものとして、土山實男『安全保障の国際政治学―焦りと傲り―〔第二版〕』有斐閣、2004 年など。

³ 川崎剛「同盟締結理論と近代日本外交―『脅威の均衡』論の検証―」『国際政治』第 54 号(2008 年 12 月)、長谷川将規「日本の同盟政策―パワーと脅威の視点から―」『新防衛論集』第 27 巻第 2 号(1999 年 9 月)、伊藤隆太「国際政治における情動とリアリズム―日独伊三国軍事同盟を事例として―」『法学政治学論究』第 100 号(2014 年 3 月)、赤根谷達雄「日独伊三国同盟にみる日本の同盟政策―バンドワゴンか、バランシングか―」『国際公共政策論集』第 38 号(2016 年 10 月)など。

⁴ 立作太郎『平時国際法論』日本評論社、1930 年、601 頁

⁵ K・J・ホルスティ『国際政治の理論』勁草書房、1972 年(K. J. Holsti, *International Politics: A Framework for Analysis* (Englewood Cliffs: Prentice-Hall, Inc, 1967)の邦訳版。以下の引用は、邦訳版からのものである)。

⁶ 日満議定書については、国家間の恒久的な関係を律したもので同盟ではないとの見解もある(一又正雄「同盟条約を繞る諸問題」『国際法外交雑誌』第 40 巻第 5 号(1941 年 5 月) 33-34 頁)。

1 近代日本の同盟の特色

(1) 大国との同盟

土山實男は、日本の同盟政策の際立った特色として、「欧米の勢力と同盟を一度ならず三度までも組んだが、これは欧米以外ではほとんど例がない」と指摘している⁷。三度とは、日英同盟、日独伊三国同盟、日米安保条約（「日米同盟」）であるが、欧米の大国と複数回にわたって同盟を結んだことが大きな特徴であるという。

一方、日英同盟、三国同盟など大国との同盟に関しては、同盟の論理（目的）をめぐって、優越した大国の脅威に対抗するために均衡を図るために他の第三国と提携するといったバランシングなのか、もしくは優越した大国に身を寄せ勝ち馬に乗ろうとするバンドワゴンなのかについて、議論が分かれている。

例えば、土山は、日本の同盟をすべてバンドワゴンと見做しているが、その要因として、日本人にとって勢力均衡という概念は馴染みが薄く、むしろ国際社会を階層秩序で把握するため、「上下関係」や「系列」で理解しているためであると指摘したが⁸、他方、戸部良一や長谷川将規は、スティーブン・ウォルトの仮説を援用して、むしろバランシングに近いのではないかと指摘している（戸部は、日露協約はバンドワゴンと見做している）⁹。バンドワゴン、バランシングのいずれの見解を採るにしても、日本の戦略的脆弱性に起因している点は、否定できないであろう。

また、大国との同盟をめぐって、国内、特に政治家、外交官や軍人などの指導者の間に、意見の対立が見られた点も、大きな特色である。例えば、明治期の日英同盟と日露協定のいずれを選ぶべきかといった議論、英米協調の観点からの三国同盟に対する反対などの事例がある。

一方、三国同盟に関しては、具体的な利害の一致というよりはむしろ、現状打破という国際秩序における類似性であった。したがって、同盟関係とはいえ、第二次世界大戦において、英米とは対照的に、各々別個の目標を追求しており、共同の軍事行動もほとんど実施されることはなかったのである。

中西輝政は、同盟の運営は、数多くの国々が、「うめくような苦しみを経験」するが、三国同盟は共通の目的を持たなかったため、摩擦が生じない数少ない例外のひとつであると指摘して

⁷ 土山『安全保障の国際政治学』293頁。

⁸ 同上、292－295頁。

⁹ 戸部「二〇世紀における日本の同盟政策」。長谷川「日本の同盟政策」100－102頁。

いる¹⁰。

(2) 小国に対する同盟

日満議定書や大東亜戦争下の東南アジア諸国など、小国に対する非対称の同盟は、当然バンドワゴンやバランシングではない。第一に、純粋な軍事目的ではなく、影響力の行使など覇権の確立といった政治的目的である。第二に、軍事的側面では、相手国の軍事力の獲得や軍事支援ではなく、軍事資源や兵站基地としての重要性があった。第三に、同盟を通して、国際社会にその合法性を対外的に宣伝する手段としての意味合いも指摘されている¹¹。

(3) 日本人の同盟観

戸部は、日本側から主体的に廃棄した同盟は、厳密には日華共同防敵軍事協定（日英同盟は廃棄を決定したものの日本から要望したものではなかった）だけであると指摘し、「そもそも日本は同盟の廃棄を考えたことがあるのだろうか」と問いかける。そして、独ソ不可侵条約の締結や独ソ戦の開始など違約行為を受けながら、ドイツの敗北まで三国同盟を堅持したところに日本人の同盟観の特徴が表れているという¹²。

こうした日本人の同盟に対する姿勢は、同盟に対する「律義さ」によるものか、権力政治思考の欠如に起因する単なる「惰性」であるのかは、様々な議論があり、その背景には、同盟の本質に関する日本人特有の理解があると思われる。戸部も別途引用しているが、第一次世界大戦期に外相などを歴任した外交官の石井菊次郎は、同盟について以下のように述べている¹³。

「而して同盟は元来夫婦関係と異り兄弟関係とも異り親類関係とすら異なる所の或期間の組合たるに外ならない。同盟一方が甘く出れば他方の増長を招き、一方に隙あれば他方に乗ぜられること普通の他国と違ふ所はない。・・・左れば同盟国を親類扱いにして之に多分の信頼を繋ぐは同盟の根本性質に対する錯覚と謂ふべきである」

すなわち、目的も期間も一定の範囲内の「組合」にすぎないのであって、永遠かつ無条件の

¹⁰ 中西輝政「同盟の衰微するとき」『国まさに滅びんとすー英国史に見る日本の未来ー』集英社、1998年、200－201頁。

¹¹ 川崎「同盟締結理論と近代日本外交」、柴田佳祐「政治的正当化と非対称同盟の締結ー政治的正当化仮説の検証と理論構築に向けてー」『戦略研究』第31号（2022年10月）、柴田佳祐「帝国日本の対ビルマ・フィリピン同盟政策ー同盟による小国支配関係の対外的正当化ー」『軍事史学』第59巻第2号（2023年9月）など。

¹² 戸部「二〇世紀における日本の同盟政策」28頁。

¹³ 石井菊次郎『石井菊次郎遺稿 外交随想』鹿島平和研究所、1967年、225頁。

親類関係と見做すことは、「此は同盟の實際に迂遠なる謬見である」と指摘したのであった¹⁴。

このような指摘は、外交官としての長年の経験を踏まえての、日本人の同盟観に対する警鐘と言っても過言ではないであろう。

2 応援義務から見た近代日本の同盟（1）一日英同盟

（1） 応援義務から見た近代日本の同盟

さて、10 個の近代日本における同盟は、応援義務の度合いによって、以下の 3 通りに区分的ことができる。

第一に、直接の武力行使という狭義の応援義務を規定したものである。

- ・ 「日英同盟」：「他ノ締約国ハ来リテ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当ルヘシ」
- ・ 「日満議定書」：「両国共同シテ国家ノ防衛ニ当ルヘキコト」

第二に、武力行使を含む広範な応援義務を規定したものである。

- ・ 「第 4 次日露協約」：「請求ニ基キ其同盟国ニ援助ヲ与フヘク」
- ・ 「日独伊三国同盟」：「三国ハ有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコト」
- ・ 「日・タイ同盟条約」：「其ノ同盟国トシテ他方ノ国ニ加担シ有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ之ヲ支援スヘシ」

第三に、政治経済を含めた包括的な軍事的提携関係を規定したものである。

- ・ 「日朝攻守同盟」：「日本国ハ清国ニ対シ攻守ノ戦争ニ任シ朝鮮国ハ日兵ノ進退及ヒ其糧食準備ノ為メ及フ丈ケ便宜ヲ与フヘシ」
- ・ 「日華共同防敵軍事協定」：「共同防敵ノ行動ヲ執ル」
- ・ 「日・ビルマ同盟条約」：「大東亜戦争完遂ノ為軍事上、政治上及経済上有ラユル協力」
- ・ 「日・フィリピン同盟条約」：「大東亜戦争完遂ノ為政治上、経済上及軍事上緊密ナル協力」
- ・ 「日華（汪兆銘政権）同盟条約」：「大東亜ノ建設及安定確保ノ為ニ緊密ニ協力シ有ラユル援助」

（2） 日英同盟と日露戦争—第三国の参戦を抑止した同盟—

1902 年 1 月に締結された日英同盟は、清国及び韓国を適用地域として、応援義務について

¹⁴ 石井菊次郎『外交餘録』岩波書店、1930 年、383 頁。

は、以下のように規定されていた。

「上記各自ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ別国ト戦端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約国ハ厳正中立ヲ守リ併セテ其同盟国ニ対シテ他国力交戦ニ加ハルヲ妨クルコトニ努ムヘシ」(第2条)

「上記ノ場合ニ於テ若シ他ノ一国又ハ数国カ該同盟国ニ対シテ交戦ニ加ハル時ハ他ノ締約国ハ来リテ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当ルヘシ講和モ亦該同盟国ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ」(第3条)

すなわち、同盟国が一国のみと戦う場合は厳正中立を維持し、敵国に一国以上の国が加わった場合に参戦するという「防衛同盟」で、第三国の参戦を抑止することを目的としていた。

さらに、同時に交わされた秘密交換公文では、極東海域において第三国の海軍より優勢な実力を維持するために、「日本国政府(大不列顛国政府)ハ日本国(大不列顛国)海軍ノ平時ニ於テ成ルヘク大不列顛国(日本国)海軍ト協同ノ動作ヲ為スヘキコトヲ承認ス」と、平時における日英両国海軍の協力が謳われていた。

これに基づき、同年5月(横須賀)と7月(ロンドン)には陸海軍当局者、11月(東京)には海軍当局者の間で、会合が行われた。日本側は、事前に「日英連合軍大方針」を決定し、イギリスによる海上輸送支援、特に満州への出兵を期待していた。

しかし、両国で締結された協約書では、ロシアと開戦した場合のイギリスによる軍事支援が現実問題として限定的であることが明らかになった。特に、陸軍に関して問題は深刻で、日本はイギリス陸軍の満州派遣を要請したが、結局、イギリスには余力がないため、アフガニスタン方面からの牽制作戦を行うことのみが決定された。したがって、日本が現実に期待できるのは、船舶による兵員輸送の支援だけであり、直接的応援を受けることはできず、満州における対露戦争は一国で戦わざるを得ず、日本側を非常に失望させたのであった。

協約書を受けて、大山巖参謀総長から桂太郎首相に提出された意見書には、以下のように記されていた¹⁵。

「協約書ニ依ル時ハ極東ニ於ケル陸戦ハ 我日本帝国ノ陸軍ノミヲ以テ担保スベク明記セリ」

そのため、日本は、将来予想される対露戦争には単独で対応する方針を決定し、1903年年末と1904年1月1日、日本政府は、イギリスに対して、日英同盟の第2条で規定されたイギリスの厳正中立とともに、軍事援助ではなく財政援助を求める旨の申し入れを行ったのであった。すなわち、将来起こり得るであろう対露戦において、陸海軍の軍事力は十分であるが、戦費の面において不安があると認めたうえで、イギリスに対して財政上の援助を求めたのであった(し

¹⁵ 防衛庁防衛研修所『戦史叢書 大本営海軍部・聯合艦隊<1>—開戦まで—』朝雲新聞社、1975年、56—68頁。黒野耐『帝国国防方針の研究—陸海軍国防思想の展開と特徴—』総和社、2000年、127—128頁。田中宏巳「日英の同盟と軍事協定の成立」桑田悦編・奥村房夫監修『近代日本戦争史 第一編 日清・日露戦争』同台経済懇話会、1995年、409—414頁。

かし、イギリスは、財政難を理由に日本の要求を拒否した)¹⁶。

1904年2月日露戦争が勃発するが、日英同盟の効果もあり、フランス（ロシアと露仏同盟を締結していた）やドイツが参戦することはなかった。その結果、日露戦争は日英同盟の適用地域であったものの、イギリスに応援義務は生じなかったため、日本に対して以下のように通告した¹⁷。

「他国が彼等の同盟国に対し敵対行為に加はることを阻止する為に其全力を尽す規約上の義務を其字句に於ても精神に於ても誠実に履行するであらう」

そのため、日本は、既定の方針通りロシアと単独で戦うことになったが、他方イギリスは、中立を維持しつつ、戦費の調達、軍事情報の入手、国際世論の形成などの面において日本に協力した。しかし、間接的かつ限定的なものであり、「同盟の効用と限界の両面が見られた」といった指摘もなされた¹⁸。

このように、日英同盟の最大の成果は、第三国、特に露仏同盟を締結していたフランスの参戦を封じたことであった。1905年8月、イギリスの強い要請により、日英同盟は改訂され、第2回日英同盟が締結された。そこでは、適用地域が「東亜及印度」とインドまで拡大し、応援義務については、以下のように規定されていた。

「両締盟国ノ一方カ挑発スルコトナクシテ一國若ハ数國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ因リ又ハ一國若ハ数國ノ侵略的行動ニ因リ該締盟国ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ為交戦スルニ至リタルトキハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟国ハ直ニ来リテ其ノ同盟国ニ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ當リ講和モ亦双方合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ」(第2条)

すなわち、同盟国の敵国に一国以上の国が加担して参戦した場合に初めて応援義務を負うという「防衛同盟」であった第1回日英同盟から、第2回日英同盟では同盟国が他の一国以上と戦争となった場合直ちに応援義務が生じるという「攻守同盟」へと強化されたのであった。

また、第7条には以下のように、定められていた。

「両締盟国ノ一方カ本協約中ニ規定スル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ与フヘキ条件及該援助ノ実行方法ハ両締盟国陸海軍当局者ニ於テ協定スヘク又該当局者ハ相互利害ノ問題ニ関シ相互ニ充分ニ且隔意ナク隨時協議スヘシ」

しかし、第2回同盟において、適用地域が拡大され「攻守同盟」にはなったものの、応援義務の実態に変化はなかった。すなわち、日英同盟の応援義務は、日本がインド以东のイギリスの陸海軍力の不足を補うという軍事力の提供であったのに対して、日本は、イギリスから「第二

¹⁶ 外務省編『小村外交史 上』新聞月鑑社、1953年、408-409頁。

¹⁷ 鹿島平和研究所編『日本外交史 第7巻 日露戦争』鹿島研究所出版会、1970年、81-82頁。

¹⁸ 黒野耐『大日本帝国の生存戦略』講談社、2004年、97-104頁。

義的な援助以外は期待できない片務的」なものであった。具体的には、海軍面では、海軍艦艇や技術の供与、陸軍面ではイギリスによる船舶輸送や鉄道材料などの支援を受けるといったものであった¹⁹。

したがって、1907 年 4 月に制定された「帝国国防方針」においても、「用兵綱領」（第 4 項）では、日英同盟に基づき協同して作戦を実施するとしつつ、「相互ノ計画ニ於テハ直接ノ連合作戦若クハ陸兵或ハ艦艇等ヲ以テスル直接ノ援助ヲ期待セサルヲ要ス」と記されており、主に「一国防衛主義」として構想されていた²⁰。このように、日英同盟においては、実態として応援義務は極めて限定的なものであったと言える。

その後、1911 年 7 月に改訂された第 3 回日英同盟により、アメリカは日英同盟の適用外とされた。

（3） 日英同盟と第一次世界大戦における日本の参戦—応援義務によらない参戦—

1914 年 6 月、オーストリア皇太子暗殺事件を契機に、事態は第一次世界大戦へと拡大していき、8 月 4 日にはイギリスはドイツに宣戦布告を行った。

日英同盟の適用地域は、東アジアとインドに限定されており、ヨーロッパはその対象外であるため、日本に応援義務はなく、さらに当初イギリスは、日英同盟に基づき援助を求めることはない旨日本に通告したため、日本は「厳正中立の態度」を宣言した²¹。

ただ、同日、イギリスは、ドイツとの戦争が極東にも波及し、その結果香港や威海衛が攻撃を受けた場合、日本の援助を期待する旨申し入れた。これに対して、加藤高明外相は、そのような明確な事態が生起した場合は、「直チニ且殆ド自動的ニ同盟条約ノ適用ヲ見ルニ至ルベキハ申ス迄モナキコト」と回答していた。前日の 3 日にも、加藤外相は、駐日ドイツ大使に、ドイツの艦隊が香港を攻撃するような場合は、日本は日英同盟の規定に準拠して、イギリスに対して当然の責務を果たすことはもちろんであると伝えていた。

さらに、同日、外務省は以下の声明を発した。

「万一英国にして戦争の渦中に投ずるに至り、且つ日英協約の目的或は危殆に瀕する等の場合に於ては、日本は協約上の義務として必要な措置を執るに至ることあるべし」

7 日、イギリスは、日本海軍によって極東のドイツ仮想巡洋艦の搜索及び破壊を行って欲しいと、日本に対して正式に具体的な援助を申し出てきた。

¹⁹ 同上、106—130 頁。黒野『帝国国防方針の研究』129—144 頁。

²⁰ 黒野『大日本帝国の生存戦略』119—122 頁。黒野『帝国国防方針の研究』134—137 頁。

²¹ 参戦に至る経緯については、鹿島平和研究所編（鹿島守之助著）『日本外交史 第 10 卷 第一次世界大戦参加及び協力問題』鹿島研究所出版会、1971 年、第 2 章を参照。

これは明らかに、明確な参戦の要請であったため、同夜から 8 日にかけて閣議が開かれた。閣議の席上、日英同盟を「帝国外交の骨子」と考えていた加藤外相は、以下のように述べた²²。

「斯かる次第で、日本は今日、同盟条約の義務に依って参戦せねばならぬ立場には居ない。条文の規定が、日本の参戦を命令するやうな事態は、今日の所では未だ発生して居ない。ただ、一は、イギリスからの依頼に基く同盟の情誼²³と、一は、帝国が此機会に独逸根拠地を東洋から一掃して、国際上に一段と地位を高めるの利益と、この二点から参戦を断行するのが機宜の良策と信じる」

閣議は、参戦理由として、ドイツ仮想巡洋艦の搜索・破壊では不十分で、東洋におけるドイツの侵略によって平和が危機に瀕するに至ったため、日英同盟に基づき日英両国が協議を行い、イギリスの求めに応じて参戦に至ったことを宣戦布告に明記する旨、決定した。日英同盟の条文に基づいて自動的に参戦するものではないため、イギリス側からの日本に対する要請が改めて必要とされたのであった。

そのため、日本の参戦にはイギリス政府による要請が必要であり、その旨改めてイギリスに打診した。しかし、日本の積極的な態度に対して、領土的野心など警戒感を強めたイギリスは、アメリカや中国の反対もあり、協力要請の取り消しを申し出たのであった。さらに、日本が参戦した場合の戦闘区域の局限についても日英間で対立が生じた。

戦闘区域の局限に加えて、イギリスは、東アジアへのイギリス軍のみならず、ロシア・フランス両軍の参加を打診してきた。しかし、日本側は、あまり多数の国々が発言権を持つことは戦後に複雑な紛糾の種子を残すに等しく、かつ「微々たる膠州湾の占領」に作戦上の困難はなく、両軍の参戦は不要であるとして拒否した²⁴。

ほぼ同じ時期に、フランスとロシアからは、日英同盟への加盟、もしくは日英仏露四国同盟が提議されたが、日本は慎重に審議した末に平和回復まで結論を先延ばしすることになり、最終的に実を結ぶことはなかった²⁵。

日本は、8 月 15 日、「帝国政府は現下の状況に於て極東の和平を紊乱すべき源泉を除去し、日英同盟協約の予期せる全般利益を防護するの措置を講ずるは該協約の目的とする東亜の和平を永遠に確保するがために極めて緊要のこと」と、ドイツに対して最後通牒を発した。

その後、ドイツから最後通牒に対する回答がなかったため、8 月 23 日、日本はドイツに宣戦布告を行ったが、対独宣戦布告の詔書では「(日英) 両国政府ハ同盟条約ノ予期セル全般ノ利益

²² 伊藤正徳編『加藤高明 下巻』加藤伯伝記編纂委員会、1929 年、78－79 頁。

²³ ここでいう「情誼」とは、同盟の条文上の「義務」ではないが、同盟関係という友情に基づくといった意味である。

²⁴ 飯倉章『第一次世界大戦と日本参戦—揺らぐ日英同盟と日独の攻防—』吉川弘文館、2023 年、125 頁。

²⁵ 鹿島平和研究所編『日本外交史 第 10 巻』33－57 頁。

ヲ防護スルカ為必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ」と記されていた。

日本が、同盟国であるイギリスの反対にもかかわらず、参戦を積極的に推し進めた理由は、詔書において「同盟条約ノ予期セル全般ノ利益ヲ防護」との字句にあるように、直接的には日英同盟の条文によるものではなかった。応援義務を規定した第 3 条ではなく、将来香港や威海衛が攻撃された場合の日本の支援を認めたイギリスの要請を根拠に、間接的に第 1 条と関連付けたのであった。すなわち、第 1 条には、下記のように記されていた。

「清国又ハ韓国ニ於テ両締約国孰レカ其臣民ノ生命及財産ヲ保護スル為メ要スヘキ騷擾ノ発生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ両締約国孰レモ該利益ヲ擁護スル為メ必要欠クヘカラサル措置ヲ執リ得ヘキコトヲ承認ス」

むしろ、日本が参戦を決定した理由は、加藤外相が、閣議において「国际上に一段と地位を高めるの利益」と述べたように、国益の観点からであった。閣議を欠席した井上馨は、大隈重信首相に宛てた意見書において、以下のように述べていた²⁶。

「今回の欧州の大禍乱は、日本国運の発展に対する大正新時代の天祐にして、日本国は直ちに挙国一致の団結を以て、此天祐を享受せざるべからず」

すなわち、第一次世界大戦への参戦は、日本にとって東アジアにおける権益を伸張させる絶好の機会であった。特に、陸軍は、参戦によって満蒙における権益を強化し、中国本土への進出の足がかりとすべきであると考えていた。明石元二郎参謀次長、参謀本部付の田中義一陸軍少将、福田雅太郎参謀本部第二部長らが、積極的に推進していた²⁷。

こうして、日本は参戦することになり、第一次世界大戦全般において、ドイツ領の南洋群島や青島（膠州湾租借地）をはじめ、地中海への第二特務艦隊など、軍隊を派遣した。特に青島攻略作戦などは、イギリスと共同して実施された²⁸。

日本軍のイギリス軍に対する評価は、「頼み難き戦友」、「単に戦場の装飾」であり、日本軍にとっては「大なる煩累」であったというように、極めて低いものであった²⁹。

一方、イギリスの日本に対する評価は、第二特務艦隊など海軍をはじめとする、同盟国としての軍事的貢献は認めつつ、総括的には、下記の 1917 年 3 月に大英帝国議会に配布された「日英関係に関する覚書」の指摘に見られるように、極めて厳しいものであった³⁰。

「日本人は狂信的な愛国心、国家的侵略性、個人的残忍性を有し偽りに満ちており、日本は

²⁶ 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝 第 5 巻』内外書籍、1934 年、367 頁。

²⁷ 黒野『帝国国防方針の研究』156－158 頁。

²⁸ 大戦中の日本の支援については、平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍－外交と軍事の接続－』慶應義塾大学出版会、1998 年を参照。日英同盟との関係、日英の連合作戦については、イアン・ガウ「英国海軍と日本――一九〇〇―一九二〇年―」、平間洋一「日英同盟と第一次世界大戦」平間洋一、イアン・ガウ、波多野澄雄編『日英交流史 1600-2000 3』東京大学出版会、2001 年を参照。

²⁹ 飯倉『第一次世界大戦と日本参戦』240－241 頁。

³⁰ 平間「日英同盟と第一次世界大戦」66－71 頁。

本質的に侵略的な国家である。・・・この野望をわれわれが容認できないとすれば、日本の野望を武力で阻止する時がくることを決意しなければならないであろう。日英同盟は砂上に存在しているにすぎない。・・・この同盟は人種的にも文化的にも異なる二つの国が、もろい紙の上に書いた条項を綴じ合わせたものにすぎない」

結局、日英同盟の応援義務（第3条）とは無関係に、イギリスの意向を無視して国益に基づきなされた参戦は、第一次世界大戦の戦局に一定の貢献をなし得たものの、長期的に見れば、日英同盟が終焉する嚆矢となったのであった。

ちなみに、ヨーロッパに目を転じれば、第一次世界大戦を拡大させた要因として、同盟システム、すなわち三国同盟（独伊墺）と三国協商（英仏露）の対立が指摘される。確かに、同盟システムが大戦を拡大させたことは間違いないが、現実には、各国は同盟の条文上の応援義務に従って対応したのではなく、日本の参戦と同様に各々の判断に基づき自主的に行動したのであった。むしろ、イタリアは、三国同盟を締結していたにもかかわらず、参戦しないどころか中立を維持し、その後英仏の陣営に立ち、ドイツなど同盟国に宣戦布告したのであった。さらに、ドイツがロシアと開戦した時、フランスは露仏同盟によりドイツに対して参戦すべきであったが、行わなかったのである³¹。

小野塚知二は、第一次世界大戦の開戦原因を再検討し、ヨーロッパ各国の参戦は同盟関係に従っているように思われるが、「各国に参戦の必然性は固有にはなかったのに、同盟の定めにしたがったために参戦したという解釈は大いに疑わしい」と述べている³²。

このように、第一次世界大戦において、東アジアでもヨーロッパでも、同盟の条文上に応援義務が規定されていたにもかかわらず、それに準拠して参戦がなされたのではなかった。むしろ、各国は、同盟の応援義務ではなく、当時の国益を勘案して対応しており、日本は参戦する一方、イタリアは参戦しなかったのである。

3 応援義務から見た近代日本の同盟（2）―日独伊三国同盟―

（1） 自動参戦義務をめぐる

³¹ 小野塚知二「第一次世界大戦開戦原因の謎―通説の問題点と現代的意義―」同編『第一次世界大戦開戦原因の再検討―国際分業と民衆心理―』岩波書店、2014年、3-4頁。小関隆・平野千果子「ヨーロッパ戦線と世界への波及」山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦 第1巻 世界戦争』岩波書店、2014年、36-37頁。河合利修「国際法の観点からみた二つの世界大戦の発生と軍事同盟」『軍事史学』第58巻第4号（2023年3月）。

³² 小野塚「第一次世界大戦開戦原因の謎」4頁。

1936 年 11 月、日独防共協定が締結され、翌 1937 年 11 月にはイタリアが加入し、日独伊三国防共協定が締結された。1938 年からは、国際政局の激動を受けて、さらに防共協定を軍事同盟に強化する動きが着手された。

しかし、同盟対象国及び自動参戦義務をめぐって、「防共協定強化問題」と称される、激しい議論が展開された。対象国に関しては、ソ連のほか英仏を含めるか否かで議論がなされ、外務省や海軍省は英仏にまで拡大することに抵抗があった。一方、自動参戦義務に関しては、日本は、応援義務については、「直ちに協議に入る」との表現にとどめ、自動参戦義務を回避するよう意図していた。しかし、1939 年 8 月の独ソ不可侵条約の締結により、ドイツとの交渉は頓挫したのであった。

その後、1939 年 9 月第二次世界大戦が勃発し、翌 1940 年 6 月フランスがドイツに降伏すると、南進論が高まると同時に、再びドイツとの提携強化が模索されるようになる。1940 年 7 月第二次近衛文相内閣が成立し、外相に松岡洋右が起用され、ドイツとの軍事同盟締結交渉に従事することになった³³。交渉に際して、ドイツ側は、三国の軍事的結束を高めるために、攻撃を受けた場合、「宣戦、相互援助」の義務を負うことを規定することを強く求めた。一方、日本側では、海軍は、アメリカに対する軍事同盟としての色彩が強くなることに難色を示した。特に、自動参戦義務について、参戦については自主的に決定することを譲らなかったのである。

こうして、1940 年 9 月 27 日に締結された日独伊三国同盟は、「三国側の強い、決然とした、明確な態度」を要求するドイツと、対米参戦に慎重で「ゆとりのある」条約を希望した日本の海軍や外務省との妥協の産物であった。応援義務については、第 3 条において以下のように記されていた。

「三締約国中何レカノ一国カ現ニ欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラサル一國ニ依テ攻撃セラレタルトキハ三国ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコトヲ約ス」

一方、三国同盟前年の 1939 年 5 月に締結された独伊軍事同盟（「鋼鉄同盟」）は、「締約国の意思と希望とに反して若し締約国の一方が一国乃至二国以上の第三国との間の紛争に巻き込まれた場合は、他の一国は直ちにその同盟国となり陸、海、空のあらゆる軍事力を以て締約国を援助する」（第 3 条）と規定されていた。

当時、外交官の田村幸策は、独伊軍事同盟について、いずれかが戦争を始めても直ちに必ず参戦しなければならない運命にあると指摘し、日本がこのまま無条件に独伊軍事同盟に参加す

³³ 締結に至る経緯は、鹿島平和研究所編（堀内謙介監修）『日本外交史 第 21 巻 日独伊同盟・日ソ中立条約』鹿島研究所出版会、1971 年、第 6 章、及び細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約（一九三九年～一九四一年）」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 新装版 第 5 巻』朝日新聞社、1987 年を参照。

べきか否かは、「君国の一大事であって識者の別個の考究を擁する問題である」と警鐘を鳴らしていた³⁴。その後締結された三国同盟と独伊軍事同盟は、一見して明らかなようにニュアンスが大きく異なっていた。

第一に、応援義務発生事由（条件）について、独伊軍事同盟は、「締約国の意志と希望とに反して若し締約国の一方が一国乃至二国以上の第三国との間の紛争に巻き込まれた場合」というように、漠然としておりどのような状況にも適用し得るものとなっていた。一方、三国同盟は、「現ニ欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラサル一國ニ依テ攻撃セラレタルトキ」と明確に規定していた。三国同盟と独伊軍事同盟を比較した外務省の文書は、独伊軍事同盟は同盟国から攻撃した場合も含んでいるのに対して、三国同盟は第三国より攻撃された場合であり、「遙ニ範圍狭シ」と指摘していた³⁵。ドイツは、交渉において、「公然または隠密な形による攻撃」の挿入を要求し、攻撃概念の拡張を企図したが、日本は削除を要求したのであった。

第二に、応援義務が生じた場合の援助方法である。独伊軍事同盟の「陸、海、空のあらゆる軍勢力を以て締約国を援助する」に対して、三国同盟は、「有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助」と規定されていた。ちなみに、第2回日英同盟は「同盟国ニ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当リ」となっていた。先の外務省の文書は、三国同盟の記述は、「独伊条約ニ比シ範圍大ナルモ援助ノ方法トシテハ程度弱キモノト謂フヘシ」と指摘し、総じて「独伊条約ニ謂フ支持ノ程度強大ナリト謂フヘシ」と総括していたのである³⁶。

確かに、ドイツは交渉において、「宣戦し、相互援助」というように、軍事的結合の度合いを高めた文言の挿入を要求してきたが、前述の攻撃概念の拡張と同様に日本は拒否したのであった。

援助方法の規定については、例えばドイツがアメリカとの戦争に至った場合、ドイツに対する軍事支援を明示したという意味で重大視する見方もあれば、他方、異なった解釈もなされた。

国際法学者の横田喜三郎は、三国同盟の「軍力的方法」との規定について、以下のように指摘していた³⁷。

「ただちに戦争に参加することを意味するか否かが必ずしも明瞭ではない。軍事的援助のもつもっとも重要なものはもとより戦争に参加することであるが、それ以外の軍事的援助もありうるからである。本年の議会に於ける松岡外相の説明を見ても、必ずしもただちに戦闘に参加するとはかぎらない」

³⁴ 田村幸策「独伊同盟成立の由来と其の意義」『外交時報』第830号（1939年7月1日）106—111頁。

³⁵ 「三国条約ト独伊友好同盟条約トノ比較（昭和16年8月29日）」（「条約ノ調印、批准、実施其他先例雑件 第3巻」外務省外交史料館）。アジア歴史資料センター：Ref. B04013438200.

³⁶ 同上。

³⁷ 横田喜三郎「日ソ中立条約の意義」『現地報告』第9巻第5号（1941年5月10日）6頁。

横田のいう松岡外相の議会における発言とは、1941 年 1 月 26 日の衆議院予算委員会におけるものである³⁸。そこで松岡外相は、三国同盟の第 3 条の適用については、特に参戦は国を賭するものであり、政府のみならず朝野をあけて極めて慎重に審議を行うべきで、「日独伊トモ独立国デアリマスカラ、一応先ヅ自己ノ此ノ点ニ関スル見解ヲ決スルコトハ、是ハ当然デアリマス」と述べていた。

ちなみに、松岡外相は、同じ答弁において、興味深い発言を行っている。日本人は日英同盟に象徴されるように同盟に忠実であるが、一方第一次世界大戦への参戦は日英同盟の義務に基づいたものではなく、イギリスの反対にもかかわらず、「其ノ精神ニ顧ミテ・・・同盟国ノ運命ヲ座視シテ居ルコトハ出来ナイ」との判断によるものであったというのである³⁹。

第三に、日本の海軍が懸念していた参戦の主体性、すなわち自動的参戦義務（自主参戦問題）について、独伊軍事同盟、第 2 回日英同盟にある「直ちに」、「直ニ」の表現が三国同盟には見られないのみならず、さらに日独間で交わされた交換公文では、以下のように記されていた。

「締約国カ条約第三条ノ意義ニ於テ攻撃セラレタルヤ否ヤハ三締約国間ノ協議ニ依リ決定セラルヘキコト勿論トス」

松岡外相も、締結直前の 9 月 19 日の御前会議において、「日本が自動的に参戦の義務を持つことになるのは明白であるが、一体アメリカが参戦したか否かを決定するのは三国の協議によることとなっている。また陸海軍委員会もあってそのときの事態に応ずる研究をし、その結果を各国政府に上申し、政府がそれを決定するものであり、自主的決定である」と述べていた。すなわち、条約の本文上では形式的に自動的参戦義務を認める一方、交換公文によりその時期・方法は日本が自主的に決定でき、日本は自主性を担保していると理解されたのであった⁴⁰。

しかし、交換公文は、ハインリヒ・シュターマー特使とオイゲン・オット駐日大使が独断で処理したもので、その存在を本国には通知していなかったとされる。すなわち、日独両国は、応援義務について全く食い違った見解を持ったまま、同盟を締結したのであり、まさに「空虚なる同盟」⁴¹であった。

翌 1941 年 7 月 2 日に御前会議で決定された「情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱」では、「万一米国カ参戦シタル場合ニハ帝国ハ三国条約ニ基キ行動ス但シ武力行使ノ時機及方法ハ自主的ニ之ヲ定ム」とされていたのである。

一方、陸軍は、田中新一参謀本部第一部長が 5 月に「米参戦ト其ノ対策」という一文を作成している。そこでは、アメリカが参戦した場合、独伊に対して同盟に従い「政治、経済、軍事

³⁸ 「第 76 回帝国議会衆議院予算委員会議録（速記）第 5 回 昭和 6 年 1 月 26 日」69-70 頁。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 応援義務をめぐる日本の言論界の見解については、多比羅充「日独伊三国同盟の『参戦義務』回避をめぐる言論界の動向」『軍事史学』第 49 巻第 2 号（2013 年 9 月）を参照。

⁴¹ Johanna Menzel Meskill, *Hitler & Japan: The Hollow Alliance* (New York: Atherton Press, 1966).

的援助ヲ与フル」とする一方、日本の対米参戦については、「状況ヲ見ツツ之ヲ決ス」とされていた。このように、自動参戦を否定する点で、海軍のみならず陸海軍を通じて意見が一致していたのである⁴²。

したがって、並行して進められていた日米交渉においても、アメリカの懸念に対応して、日本は応援義務について自動的ではなく自主的であると通告しており、こうした日本の対応についてジョセフ・グルー駐日大使は、「日本政府は公然と同盟国を抛棄する約束は決してしないが、正式に合衆国と交渉を開く意志のあることを示して、枢軸国との結合を空文化する用意を、実際上示した」（1941年9月29日）とまで高く評価していた⁴³。

一方、条約の第4条では、「本条約実施ノ為各日本国政府、独逸国政府及伊太利国政府ニ依リ任命セラルヘキ委員ヨリ成ル混合専門委員会ハ遅滞ナク開催セラルヘキモノトス」と規定されていた。

しかし、イタリアへの信頼の欠如もあり、日独両国の委員会への関心は低く、初めて一般、軍事、経済に及ぶ委員会（のちに「三国同盟常任委員会」と改称）が開催されたのは、真珠湾攻撃から1週間後の1941年12月15日であった。その後も、大戦中ほとんど開催されることはなく、内容も形式的なもので、英米連合国間に生まれた統合幕僚長会議のようなものとは程遠いものであった。

その原因として、「同盟国同士の軍事力の格差、戦略的かつ政治的目標の相違、そして自らの戦力の過大評価」が指摘されている。いずれにしても、日独伊の各国は、独力で自身の目標を達成し得ると考えていたのであった⁴⁴。

また、1942年1月18日には、単独不講和を規定した日独伊共同行動協定に続き、日独伊軍事協定がベルリンで締結された。内容は、以下の通りである⁴⁵。

① 作戦地域の分担

東経70度以東は日本、以西はドイツとイタリア

② 作戦行動の大綱

- ・ 独伊は、日本の南方作戦に策応して、米英の中近東や地中海における主要な根拠地を覆滅する
- ・ 米英の艦隊が太平洋に集中した場合は、独伊は海軍力の一部を太平洋方面に派遣し日本海

⁴² 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部大東亜戦争開戦経緯<3>』朝雲新聞社、608—611頁。

⁴³ ジョセフ・C・グルー（石川欣一訳）『滞日十年 下』筑摩書房、2011年、239—240頁。義井博『日独三国同盟と日米関係』南窓社、1977年、159—162頁。

⁴⁴ ベルント・マルティン（林晶、樺島正法、ティル・ファンゴア訳）『太平洋戦争と日独戦時同盟—真珠湾攻撃からドイツの降伏まで—』ミネルヴァ書房、2023年、41—46頁。

⁴⁵ 協定前文は、鹿島平和研究所編・太田一郎監修『日本外交史 第24巻 大東亜戦争・戦時外交』鹿島研究所研究会、1971年、119—123頁を参照。

軍の作戦に直接協力する

③ 軍事協力の要領

通商破壊戦、作戦上必要な情報の収集・交換、軍事謀略、軍事通信、及び軍事通信に関する相互協力

しかし、表面上一致したものの、ソ連に対する攻撃などをめぐって対立が目立ち、「共同の軍事的行動よりも、むしろ作戦領域に分割を目指した・・・政治的協定であった」と指摘されたのであった⁴⁶。

連合艦隊の参謀長であった宇垣纏中将は、同協定について、「内容全く平凡何等特種の事なし。之を称して、待って甲斐無き阿呆鳥と云へり。只独の中東作戦即ち東漸と帝国の西漸を物にしたるも、其内容更に無し」と批判していた⁴⁷。したがって、インド洋作戦や潜水艦や封鎖突破船による物資・人員の輸送といった海上連絡、さらに潜水艦や航空機に関する部分的な技術を除けば、具体的な軍事協力はほとんどなされなかった⁴⁸。

ドイツの歴史家ゲルハルト・クレープスは、三国同盟の実態を以下のように総括している⁴⁹。

「三国同盟の締約国は、個々に、そしてそれぞれ違う目標に向かって戦争を遂行した。戦略上の優先課題と地理的な距離の大きさのため、軍事協力がなされたことは結局のところ一度もなかった。唯一効果があったとすれば、英米などの対戦国がその軍事を分散しなければならなかった点であろう」

(2) 「奇妙な戦争」一無視された応援義務一

上記のように三国同盟に比べて応援義務について厳格な規定がなされていた独伊軍事同盟であったが、1939年9月のドイツ軍によるポーランド侵攻及びそれにもなう英仏両国の対独宣戦布告に際して、イタリアは中立を発表した。イタリアが、英仏に宣戦布告を行うのは約9か月後、西部戦線におけるドイツ軍による電撃戦の帰趨が決した1940年6月10日であった。

これに関して、田村幸策は、「伊太利は独伊同盟に依って、無条件の赴援義務を負って居るにも拘わらず開戦後十ヶ月目に漸く参戦した先例もあるから、アメリカが参戦したからといって、日本が直ちに参戦するとも限らない。専ら其の当時の情勢奈何に依るのである」と評していた

⁴⁶ マーティン『太平洋戦争と日独戦時同盟』39頁。

⁴⁷ 宇垣纏『戦藻録』原書房、1968年、51頁。

⁴⁸ 大戦中の日独伊三国の軍事協力全般については、平間洋一『第二次世界大戦と日独伊三国同盟―海軍とコミンテルンの視点から―』錦正社、2007年を参照。

⁴⁹ ゲルハルト・クレープス「三国同盟の内実―一九三七―四五年の日本とドイツ―」工藤章・田嶋信雄編『日独関係史 一八九〇―一九四五 II 枢軸形成の多元的力学』東京大学出版会、2008年、82頁。

のである⁵⁰。

さらに、1940年10月、イタリア軍の侵攻によりイタリアとギリシャの間で戦争が勃発するが、日独両国の応援義務が問題化することはなく、曖昧であった。ドイツ軍が、劣勢であったイタリアの要請を受けて、戦略上の観点からギリシャをはじめとするバルカン半島に侵攻したのは、約半年後の翌1941年4月のことであった。

一方、第二次世界大戦の勃発に際して、英仏のポーランドに対する条約上の応援義務は遂行されなかった。ドイツ軍によるポーランド侵攻直前の1938年8月25日に、イギリス・ポーランド相互援助条約が締結された。第1条で、「締約国の一国が欧州における第三国の侵略によりその国と戦闘行為に入りたる場合は他の締約国は直ちにその全力を尽して、支援、援助を与える」と規定されていた。

さらに、フランスの応援義務はより具体的であった。ポーランド侵攻から3日後の9月4日、イギリスと同じような内容の相互援助協定をポーランドと締結したが、それは、同年5月に両国間で締結された軍事協定を発動させるものであった。同軍事協定は、ポーランドの有事に際しては、フランスは直ちに空軍による作戦を行い、総動員後3日目頃に限定的、15日目頃には大規模にドイツに対する攻撃を開始するとされていたのである。

しかし英仏は、ドイツの侵攻から2日後の9月3日に対独宣戦布告は行ったものの、ポーランドによるドイツに対する軍事行動の再三の要請にもかかわらず、武力行使をはじめとする実効的な援助を行うことはなかった。その結果、英仏とドイツの間で戦闘が惹起することはなく、「奇妙な戦争」と称されたのであった⁵¹。

一方、ソ連によるポーランド侵攻に対しては、イギリスとフランスは、いかに対応したのであろうか。フランスとポーランドの軍事協定の秘密条項では、ソ連により威嚇又は攻撃された場合、フランスはソ連軍に対するポーランドの防衛を支援する義務を負うとされ、具体的には武器や技術使節団をポーランドに派遣するとされていた。しかし、具体的な行動はなされなかった。

イギリスの場合は、ポーランドとの条約の対象国が、ドイツに限定され、ソ連などドイツ以外の国の場合は、「締約国は取るべき共通した手段について協議する」と定めており、具体的な行動ではなく、協議するに留まっていた⁵²。

ちなみに、第二次世界大戦が勃発する前年1938年のズデーテン危機に際しても、チェコスロバキアがドイツの圧迫を受けたにもかかわらず、フランスやイギリスは、チェコに対する相

⁵⁰ 田村幸策「日独伊三国同盟と国際問題 アメリカの動向」『実業之日本』第43巻第20号（1940年10月）30頁。

⁵¹ 大井孝『欧州の国際関係 1919-1946—フランス外交の視角から—』たちばな出版、2008年、529—630、647—659頁。

⁵² 河合「国際法の視点からみた二つの世界大戦の発生と軍事同盟」50—51頁。

互援助の義務を怠って、ミュンヘン会談においてドイツに妥協したと指摘されたのであった⁵³。

翌 1940 年 4 月、デンマーク、ノルウェー、5 月にベルギー、オランダ、次いでフランスにドイツ軍が電撃戦を開始することにより、「奇妙な戦争」は終わりを告げた。

(3) 独ソ戦の勃発と対米宣戦布告—応援義務とは無関係な開戦・参戦—

1941 年 3 月松岡外相がドイツを訪問した際、ヒトラーはシンガポール攻撃を要請したが、三国同盟の応援義務の適用外でもあり、応じることはなかった。

1941 年 6 月、ドイツ軍がソ連に侵攻し、独ソ戦が開始された。日本は、三国同盟の交換公文において、ドイツは可能な限り「友好的了解ヲ増進スルニ努」め、「周旋ノ労ヲ執ルヘシ」と約束していただけに、「複雑怪奇」と評された独ソ不可侵条約の締結に続く日本に対する背信行為であり、近衛文麿首相は、三国同盟の破棄をも考えたと言われる。

独ソ開戦からまもなく、ドイツは日本に対して対ソ軍事行動の行使を申し入れてきた。これに対して、松岡外相などの対ソ参戦論も見られたが、7 月 2 日の御前会議において、「三国枢軸ノ精神ヲ基調トスルモ暫ク之ニ介入スルコトナク」と不介入の方針を決定した。しかし、これは、日ソ中立条約によるというより、対ソ武力準備を整えながら、独ソ戦の推移を見守り、日本に有利に進展した場合は「武力行使シテ北方問題ヲ解決」するとの判断に基づくものであった。

独ソ戦は、ドイツ軍がソ連に侵攻したことから、三国同盟第 3 条による応援義務は生じなかったが、イタリアは、開戦当日の 6 月 22 日に、ソ連に対して宣戦布告を行った。

一方、1941 年 12 月 8 日、日本の真珠湾攻撃により日米が開戦した。3 日後の 11 日、独伊両国は対米宣戦布告を行い、ヒトラーは、12 月 11 日国会で行われた対米宣戦布告の演説において、「独伊両国は今や三国同盟を適用することにより、日本の側に立って対米戦を開始するに決したのである」と述べていた⁵⁴。

「三国同盟を適用する」とされていたが、日本がアメリカを攻撃したため、独ソ戦勃発時の日本の立場と同様に、独伊両国に同盟上の応援義務は生じておらず、独自の判断で対米宣戦布告を行ったのであった。すなわち、ドイツにとって既にアメリカと大西洋上で事実上の戦闘状態にあり、対米開戦は不可避であったこと、及びそのため対米戦争遂行上日本と共同で参戦することが有利と判断されたためであった。「日本とドイツの対米開戦は、それぞれ自国の利益を優先した行動であって、一見強固と見られたその同盟関係のイメージとは異なり、目的の一致

⁵³ 石井『石井菊次郎遺稿 外交随想』217 頁。

⁵⁴ 「ヒトラー総統演説（対米戦争宣言）」『外交時報』第 890 号（1942 年 1 月 1 日）257—267 頁。

した行動ではなかった」と指摘されたのである。すなわち、日本の対米開戦にとってドイツの参戦は無関係かつ不必要であったが、ドイツの対米参戦にとっては、日本の対米開戦が不可欠であったのである⁵⁵。

ドイツの対米宣戦布告が、日米開戦直後ではなく 3 日後の 11 日と遅れたのは、懸案であった、単独不講和を規定した日独伊共同行動協定の締結を受けてのことであった。すなわち、対米宣戦布告は、三国同盟にのっとってなされたものではなかったのである⁵⁶。

ちなみに、日独伊共同行動協定は、下記のように規定されていた。

「日本国、『ドイツ』国及『イタリア』国ハ相互ノ完全ナル了解ニ依ルニ非サレハ『アメリカ』合衆国及英国ノ何レモ休戦又ハ講和ヲ為ササルヘキコトヲ約ス」

一般的には、不講和条項は、日英同盟のように、同盟の条文中に含まれていたが、三国同盟では欠如していた。

4 応援義務の特徴とそれをめぐる議論

このように、同盟における応援義務は、複雑な問題を抱えていた。第一に、同盟交渉時における応援義務発生事由（*casus foederis*）をめぐる問題で、その規定は慎重さを求められた。国際法学者の又一正雄は、「千差万別際限なき故、・・・これら条項は同盟条約中最も微妙であるから条約締結交渉中に於ける国家の苦心も又並々ならぬ」のであると指摘したが⁵⁷、日独伊三国同盟の交渉はまさにそれを物語っている。

一方、国際政治学者のホルスティは、一般的に軍事同盟において応援義務発生事由を定めることには慎重で、さらに同盟が発動する状況の定義は極めて曖昧であるという。例えば、1939 年に締結された独伊軍事同盟（「鋼鉄同盟」）は、「締約国の一方が一国乃至二国以上の第三国との間の紛争に巻き込まれた場合」と規定されており、「あまりに漠然としていて、ほとんどどのような状況でもヒットラーを助けることにイタリアをコミットさせることができたし、事実そうだった」のであったと指摘している。

逆に、明確に規定した条約もあり、北大西洋条約（NATO 条約）の第 5 条は、「一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する」と規定され、「締約国にたいして実際に武力攻撃が発生した場合にのみ、それに対応して軍事的措置がとら

⁵⁵ 義井みどり「日独伊共同行動協定の締結とドイツの対米宣戦布告」『国際政治』第 91 号（1989 年 5 月）97 頁。

⁵⁶ ドイツの対独参戦については、同上のほか、大木毅「ドイツの対米開戦（一九四一年）―その政治過程を中心に―」『国際政治』第 91 号（1989 年 5 月）、ゲルハルト・クレープス「ドイツの太平洋戦争参加に関する諸問題」『軍事史学』第 27 巻第 2・3 合併号（1991 年 12 月）を参照。

⁵⁷ 一又「同盟条約を繞る諸問題」49 頁。

れる」とされたのであった⁵⁸。

第二に、応援義務発生事由と思われる事態が発生した場合、同盟国の義務が直ちに発生するか否かの問題である。その点については、一又は、「応援義務を有する締約国は直ちに自動的に義務付けられるか」というと、現実の事情が条約中に明かに予測された時と雖も、締約国は条約の存在とは別に、応援義務発生事由の発生を確認する余裕が与えられるべきである」と指摘した。その上で、応援義務が履行されるときは問題ないが、「然らざるときは種々の口実が設けられるのは止むを得るところであろう」とされたのである。もちろん、義務の履行の拒否や遅延は、同盟に規定された義務の違反であるが、歴史上、第一次世界大戦におけるイタリアによる三国同盟の応援義務の拒否など、いくつかの先例があるという⁵⁹。

特に、第一次世界大戦におけるイタリアの例が象徴するように、応援義務発生事由に関して、敵の攻撃もしくは侵略的行為、さらに挑発があったか否かの判断は難しい問題である。立作太郎は、応援義務発生事由に関して、「挑発せざる攻撃」と「侵襲的行動」とを区別する「一般の理論上の標準を定むるは困難」であり、「各場合に於ける事実上の問題として決せざるを得ない」と指摘した。最終的には、「他方の同盟国が各其国の最高政策最大利益に適する認定を為すに至るは自然の勢いである」と結論付けたのであった⁶⁰。

石井菊次郎は、同盟条約特に防衛条約には、2 個の不安分子があると指摘する。第一に、防衛戦争の定義、より具体的には侵略戦争との区別は、「六ヶ敷く殆んど不可能」である点である。第二に、援助義務が発生すべき場合（条件）について、「相当綿密に特定し載録すべき筈であるが、実際には之を世上に発表する都合上其の他の事情ありて之を一々列举し得べきものではない」という点である。そして、これらの不安分子を除去することは、学理的には可能性があるものの、実際上はほとんど不可能であると結論付けたのであった⁶¹。

ホルスティは、応援義務が発生した場合、様々な反応の型があると指摘する。1948 年に締結されたソ連とブルガリアの条約は、一方の締約国が「軍事活動に引き込まれた」場合、他の締約国は、「直ちに（中略）軍事的手段ならびに自由に使用し得るあらゆる手段による援助を与える」と規定されていた。イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの締結したブリュッセル条約にも同様の規定がみられ、「応援義務発生事由が発生すれば締約国を自動的に軍事行動にコミットさせるので『一触即発』条項と呼ばれる」と指摘する。その場合、「政策決定者と外交官がどう反応するかを決定する余地はほとんどない」とされる。

それとは逆に、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアが締結したアンザス条約は、

⁵⁸ ホルスティ『国際政治の理論』148 頁。

⁵⁹ 一又「同盟条約を繞る諸問題」49-51 頁。

⁶⁰ 立作太郎「日英同盟協約上の義務」『外交時報』第 269 号（1916 年 1 月 15 日）20-21 頁。

⁶¹ 石井『外交餘録』393-395 頁。

各締約国は、「自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するよう行動する」と規定されていた。すなわち、同条約には、「明確な軍事的コミットメントもなければ、また締約国の一つが攻撃された場合に他の締約国がどういう行動の路線をとらなければならないかについても定めていない」という。1960年に締結された日米安保条約も同様であると指摘している⁶²。

第三に、応援義務の援助方法に関する問題である。同盟の定義とも密接に関連しており、財政的などその他の様々な方法による応援も「広義の同盟」と見做すべきかは議論が分かれている。一又は、最大の応援は武力行使（兵力）であり、それ以外の援助方法は同盟ではないとの議論もあるが、それは「窮屈な解釈である」として、「伸縮性を有すべき」で、「すべからくこの援助方法については自由なる解釈を与えるべきである」と指摘した。そのうえで、最近の同盟の特徴は、「援助方法の選択的なること」が特徴であると述べた⁶³。

こうした同盟の根幹である応援義務の不透明性を踏まえ、石井は、同盟締結には慎重であるべきと説く。

同盟は、双方の利害が一致しているときに効力を発揮するが、英仏同盟ですら問題を抱えており、ほかの同盟が不安定なのは当然である。同盟義務が履行されず、「空虚性」が露わになった場合は、「有害無益の長物」となり、その損失は、同盟への期待があった分だけ、同盟を締結しないことより遙かに凌駕するもので致命的である。その良い例は、第一次世界大戦のイタリアである。

したがって、まずは、「自力自衛の原則」によって国防を築くべきであると主張しつつ、以下のように述べた⁶⁴。

「余は斯る場合までも同盟接近を拒まんとする者ではないが、斯る場合ともなったらよくよく対手の実力と目的と真意向と真態度を見極めたる後ならでは苟も進むべきではないと強調する」

その上で、「同盟を結ぶの先決問題は、良き对手国を撰ぶにある」と結論付けたのであった⁶⁵。

⁶² ホルステイ『国際政治の理論』149－150頁。

⁶³ 一又「同盟条約を繞る諸問題」25－28、55－57頁。

⁶⁴ 石井『石井菊次郎遺稿 外交随想』218－226頁。

⁶⁵ 石井『外交餘録』387頁。

おわりに

近代日本ほど、同盟、特に欧米の大国との同盟を締結した国家はないと言われる。その同盟の論理（目的）として、バランスング（「脅威の均衡」）なのか、もしくはバンドワゴン（「勝ち馬に乗る」）かというように議論は分かれているものの、日本の戦略的脆弱性に対する日本自身の認識に起因している点是否定できない。

本論で考察したように、日露戦争に際して、日英同盟は、第三国の参戦を抑止する効果があった。しかし、イギリスが直接の軍事支援を行うことはなく、日本は単独でロシアと戦ったのである。実態として、イギリスには、極東において陸海軍が日本を支援する余裕はなく、したがって、ある意味では日英同盟は、日本が一方的に負担するという片務性の強い性格であった。

一方、第一次世界大戦の勃発に際して、日本は、日英同盟上の応援義務の発生事由は生じておらず、かつ同盟国のイギリスの反対にもかかわらず、日本自身の国益に基づいて、積極的に参戦したのであった。

第二次世界大戦及び大東亜戦争に際しては、日独伊三国同盟の応援義務については、発生事由が生じたものの現実には履行されず、国際政局の動向や国益の観点から、各々の判断で参戦が行われたのであった。

以上の考察から明らかなように、戦争勃発時における同盟国の応援義務における発生事由、援助方法、及び適用地域などは微妙な問題であり、特に応援義務に基づく武力行使が現実に行われたことはほとんどなく、ハードルは高いものであった。一方、第一次世界大戦への日本の参戦や日米開戦時におけるドイツの対米参戦などに見られるように、同盟の応援義務に該当しない場合でも、国益に基づいて参戦した事例がある。

ホルスティは、同盟における応援義務の規定は、同盟諸国の行動を予測することにより国際社会の安定に寄与すると同時に、危機の際に決定的な要素であるとしたうえで、「しかし、条約の規定から同盟諸国の行動を完全に予測できるというのではないこと、そして危機の際に同盟諸国がとる反応の型はほぼその時の状態によって決まるということを認めなければならない」と指摘していたのである⁶⁶。

さらに、一又は、「保障や同盟の破毀、*Casus foederis*（筆者注：応援義務発生事由）に関する争、歴史はこれらの例に充ちている。・・・ある国が不正と思う争や、何の配当もないような目的のためにその国の剣を抜かせようとしてその約束に頼ることは絶対にいけない」と述べていた⁶⁷。

一方、独ソ不可侵条約や独ソ戦などのドイツの度重なる条約侵犯にもかかわらず、ドイツ敗

⁶⁶ ホルスティ『国際政治の理論』152－153頁。

⁶⁷ 一又「同盟条約を繞る諸問題」83－84頁。

北まで日本が同盟を破棄しなかったことが物語るように、同盟の義務は順守すべきであると「律義」に考えがちであるところに、日本人の同盟観の特徴があると言えよう。

小野塚知二は、日本では、「国家とは名誉のために同盟の義務を堅持するものと根拠なく考えがちである」が、そういった条約が無条件に守られるといった考えが、ともすれば同盟を開戦原因と見做す一因ではないかと指摘している⁶⁸。

同盟の意義や目的は、国際環境や関係国間の力関係により常に変化するものであり、漫然と永遠に続くものではない。そこには、政治家や外交官の変化に対する柔軟さや敏感さ、そしてなによりも不斷の努力が求められるのではないだろうか。

石井菊次郎が指摘したように、自力による自衛を国防の基本としつつ、万一同盟を締結しなければならない場合は、締結相手国の実力、目的・意図、さらに態度を充分に見極めたうえで、「良き相手国」を選ぶことが求められる。

ちなみに、現行の日米安保条約では、応援義務について、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」（第 5 条）と規定されている。援助の方法・手続に関しては、「自国の憲法上の手続に従って」と、アンザス条約や米韓相互防衛条約と同様の記述である。

「個別的又は集団的自衛権を行使して、・・・その必要と認められる行動（兵力行使を含む。）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」（第 5 条）との北大西洋条約（NATO 条約）の規定と比較して曖昧で緩いとの印象は免れない。

したがって、しばしば尖閣諸島が日本の施政権下にあり日米安保条約の対象であるというように、応援義務の適用地域が重要視されているが、その発生事由や援助方法も重要な問題であり、無視することはできないであろう。

第二次世界大戦における日独伊三国同盟や英仏とポーランドの関係が物語るように、不完全な同盟下においては、応援義務が実行されなかった。日本は、こうした歴史の教訓を踏まえ、平時から、共通の価値観に立脚しつつ、政治・経済、外交、文化面における関係を強化しつつ、応援義務に関して日米同盟の質を高めておくことが必要であろう。

⁶⁸ 小野塚「第一次世界大戦開戦原因の謎」4 頁。